

第 275 号

# 宮城県 商工連合会報

発行所 仙台市青葉区上杉一丁目14番2号  
宮城県商工振興センター内  
宮城県商工会連合会  
TEL. 022(225)8751  
FAX. 022(265)8009  
URL.http://www.miyagi-fsci.or.jp/  
発行者 天 野 忠 正  
印刷所 株式会社高橋プリント

今年で  
商工会法施行50周年

商工会は行きます 聞きます 提案します  
～会員満足向上運動実施中～



綴じ込んで保管しましょう

## 松山邑(むら)まつり(大崎市)

大崎市松山の地元企業・住民が協働して邑(むら)を挙げて楽しむ祭りとして位置付けて毎年11月の第一土曜日に開催しています。

伝統芸能(金津流獅子躍・次橋神楽・松山太鼓)の披露を皮切りに松山に伝わる民具の展示や農具のワークショップが行われます。

また、昭和初期まで活躍し日本に2台しかない幻の「人車」体験試乗や地酒(一ノ蔵)の新酒試飲、仙台味噌使用のいも煮汁の試食などを予定しています。

昔懐かしい体験や味を通して、松山の秋を満喫して下さい。

開催日時/平成22年11月6日(土)  
10:00～15:00

開催場所/松山酒ミュージアム

アクセス/東北本線松山町駅下車、車で3分

問合せ先/松山酒ミュージアム  
(松山邑まつり実行委員会事務局)  
TEL0229-55-2700

## C O N T E N T S

- 地域弁護士制度試行開始..... (2)
- 中小企業憲章が閣議決定..... (2)
- 平成22年度文化の日表彰..... (2)
- 会長さんを訪ねて(若柳金成商工会)..... (3)
- 商工会事業の紹介(多賀城・七ヶ浜商工会)..... (3)
- 経営革新計画承認企業紹介..... (4)
- 建設業新分野進出講習会参加者募集..... (4)
- 100万会員ネットワーク..... (5)
- 次世代育成支援対策推進法改正..... (5)
- 政策公庫/国民生活事業ニュース..... (6)
- ある日の指導日誌..... (6)
- 全国商工会福祉共済「がん」重点補償プラン..... (7)
- 青年部・女性部コーナー..... (8)

# 地域弁護士制度試行開始

「弁護士に相談したいが、ためらった」という経験をお持ちの方はございませんか？

法律関係の困りごとを抱えているものの、どこに相談してよいか分からない、弁護士に相談するほどの案件かどうか判断できない、弁護士は敷居が高いような感じで相談しづらい・・・というような事業者の方も多いかと思えます。

そこで、本会では、県の補助を受け、仙台弁護士会のご協力のもと、十一月から仙南地域、登米・栗原地域、三陸地域を対象に「地域弁護士制度」を試行いたしております。

「地域弁護士制度」とは、予め本制度に登録いただいた弁護士が、宮城県内の商工会地域を地域（ブロック）別に担当し、県内の経営指導員と連携しながら、地域の中小・小規模事業者の方から法律相談に応じる制度です。

相談者は、経営指導員に相談することで相談者の地域を担当する弁護士が直接、相談内容を承り、問題解決に当たります。（図参照）

相談料は初回、無料です。

（同テーマ2回目以降の相談は、有料となります）  
是非、ご活用ください。

本年度登録いただいている弁護士は次のとおりです。

### ■仙南地域担当

小山田 一彦 弁護士

鈴木 忠司 弁護士

井野 一弘 弁護士

### ■栗原・登米地域

曾我 陽一 弁護士

井口 直子 弁護士

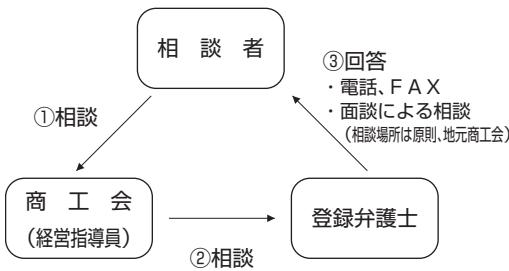
### ■三陸地域

渡邊 弘毅 弁護士

須藤 雅人 弁護士

なお、詳細につきましては、最寄り商工会の経営指導員にお尋ねください。

## 地域弁護士制度の流れ



JFBA 日本弁護士連合会

ひまわり中小企業センター  
日弁連中小企業法律支援センター

経営上のお悩みからリスク管理まで幅広くサポートします。  
ひまわり  
中小企業のための  
ほっとダイヤル

おおいちゅーしょー  
0570-001-240

受付時間 ●月曜日～金曜日(祝日を除く)  
午前10時～午後4時(正午から午後1時を除く)

無料相談キャンペーン 初回面談30分無料

2011年3月31日まで 好評につき半年間期間延長!

日本弁護士連合会 ひまわり中小企業センター  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3  
電話：03-3580-9981(代) FAX：03-3580-2866  
URL <http://www.nichibenren.or.jp/>

# 中小企業憲章が閣議決定

意欲ある中小企業が新たな展望を切り拓けるよう、中小企業政策の基本的考え方と方針を明らかにした「中小企業憲章」が六月十八日閣議決定された。

## ■基本原則

- 一、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する
- 二、起業を増やす
- 三、創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す
- 四、公正な市場環境を整える

## ■行動指針

- 一、中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する
- 二、人材の育成・確保を支援する
- 三、起業・新事業展開のしやすい環境を整える
- 四、海外展開を支援する
- 五、公正な市場環境を整える
- 六、中小企業向けの金融を円滑化する
- 七、地域及び社会に貢献できるように体制を整備する

五、セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

## 平成二十二年文化の日表彰

### 三名が産業功労を受賞

申し上げます。



大久保雄一氏  
(川崎町商工会長)



石川雄一郎氏  
(みやぎ北上商工会前会長)



川嶋 保美氏  
(若柳金成商工会長)

平成二十二年文化の日表彰が決定し、商工会関係者として左記の三名の方々が産業功労として受賞されることとなりました。

改めて、晴れの栄誉に輝かれました受賞者にお祝いを申

# 会長さんを訪ねて



## 「商工会の原点に立ち返り 会員の生の声を事業に反映」

若柳金成商工会  
会長 川嶋 保美 氏

◎会長さんのご商売についてお聞かせください。

地元の高校卒業後、(株)日立製作所日立工場に就職しましたが、育ててくれた地域に恩返しをしたいと常々思っておりましたので、会社を退社し義母が経営していた割烹を手伝い始め、昭和四十七年に内装と料理に拘った「スタンド割烹しま」というスナックをオープンさせました。

しかし、時代の流れと共に



地区懇談会の模様

◎地域の状況はいかがですか。

当地域は、平成十七年四月に栗原郡十町村が合併してできた栗原市の北部に位置し、農業を基幹産業として発展してきましたが、高齢化が急速に進展するとともに、人口減少が問題となっております。

商業に関しては、近隣市への大型店の出店の影響で、中心商店街に空き店舗が増加するなど空洞化が見られます。

また、現在若柳金成IC周辺に自動車関連企業を中心とした新たな工業団地の整備が進められております。

◎商工会が取り組む事業についてお聞かせ下さい。

合併してから商工会と会員さんとの距離が遠くなったとの意見が多く聞かれるようになりましたので、昨年会員さんの生の声を聞くため全ての地区で懇談会を開催したところ、非常に参考になるご意見をいただきました。

特に本年度は、商工会法施行五十周年の節目の年に当たりますので、商工会の原点に立ち返る意味で記念式典を行い、百周年という新たな目標に向けて今後の事業を展開していきたいと考えています。

**商工会事業の紹介**

**「名物料理の開発で  
地産地消のシステム確立へ」**

多賀城・七ヶ浜商工会

平成十九・二十年度と地域ブランド開発事業に取組み、その過程において、地域農業・漁業生産者と事業者との懇談会を開催し、互いの連携意識を促進すると共に、地産地消に対する認識を深めて参りました。

模企業広域活性化事業補助金を受け、これまで取組んでいた地産地消の動きを更に進展させるため、地域生産者・事業者・行政関係者で「地産地消研究会」を発足いたしました。

発足以来、互いの事業現場の視察等を通し、相互理解が

る、多賀城・七ヶ浜産「季節の食材一押しフェア」を十二月より実施いたします。

また、当フェアの実施に当たっては、地元農協・漁協と連携し、商工会が地元食材の情報提供・食材提供の窓口になり「地産地消のシステム」のテストケースを試みます。

更に、九月より隔週で「地産地消マーケット」を地元企業の構内で実施。地元の朝採り野菜や、地場の食材を活用した商品を紹介・販売し、市場産品の認知度の向上と、販路拡大の機会を提供してまいります。

今後は、更に互いの連携意識・相互交流を推進し、将来の農商工連携事業に取組む企業の輩出を目的に活動を展開する予定であります。



地産地消マーケット販売の様子



開発した小型浄水滅菌装置 (特許申請中)

当社は、上下水道設備及び同配管路の施工、プロパンガス設備及び同配管路の施工を主に営業していたが、公共事業の削減等により経営が年々厳しくなってきた。  
同業他社と差別化を図るため、国内で普及している「ウォシユレット」が、海外でも経済発展に伴う生活水準の向上により、需要が高まりつつあることに着目した。

しかし、主に東南アジアでは、トイレに供給される上水自体が不衛生であるため、体の陰部に水が直接かかる同製品は敬遠されてしまっているのが現状であった。  
そこで、商工会に相談したところ、地域力連携事業で派遣された専門家よりアドバイスを受け、東南アジアにおけるニーズと課題を解決するため、ウォシユレットへの水道配管の途中に設置し、きれいな水へと濾過する小型浄水滅菌装置の開発に成功。  
公的な機関での試作品の水質改善性能検査も良好で、大手衛生陶器メーカーの評価も良く、早期に契約締結を求められている。  
これが宮城県の経営革新計画の認定も受け、現在特許を申請中である。

経営革新計画承認企業の紹介⑭  
**ウォシユレット浄水装置で  
海外展開へ**

(有)高橋設備  
代表取締役 高橋 清宏 氏  
(石巻かほく商工会)

**「特別相談窓口」開設中**

現在本会では、中小企業金融、円高対策等の特別相談窓口を開設しております。

上記に関する相談がございましたら、最寄りの商工会又は本会経営支援班 (TEL 022-225-8751) までお問合わせ下さい。

また、本製品は新規需要に加え、定期的にカートリッジを交換する必要があるため、需要の継続性が非常に高く見込める点も経営上強みとなる。  
今後はいち早く製品化し、アジアを中心に販売しながら徐々に販売エリアを拡大していきたい考えだ。

**【企業概要】**

企業名：(有) 高橋設備  
業種：一般管工事業  
代表者：高橋 清宏 氏  
所在地：宮城県石巻市雄勝町  
船越字清水 310-16  
TEL：0225-58-2326

平成22年度広域振興等地域活性化事業

**建設業  
新分野進出講習会**

受講料  
無料!!

県内の中小建設業を取り巻く経営環境は、公共事業の減少や建設投資の減少、資材価格の急騰や価格競争の激化など、一層厳しさを増している状況にあります。このような状況の中、本会では、今年度実施した建設業経営実態調査の結果を踏まえ、先進事例の紹介等を交えた新分野進出に関する講習会を開催いたします。

- 開催日時／平成22年11月10日(水)  
午後1時30分～午後4時30分
- 開催場所／仙台ガーデンパレス  
仙台市宮城野区榎ヶ岡四丁目1番5号  
TEL.022-299-6211
- 対象／中小建設業者等
- 募集定員／50名 定員になり次第締め切りといたします。

お問い合わせ・申込先

**宮城県商工会連合会 指導支援部地域振興班**

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目14-2  
TEL.022-225-8751 FAX.022-265-8009  
E-mail tiikishinko@office.miyagi-fsci.or.jp

時間	内容	講師等 (敬称略)
13:30 ~13:35	開会 開会挨拶	宮城県商工会連合会
13:35 ~14:35	建設業経営実態調査の分析結果から見た建設業の現状及び課題について	プランニング・オフィス itsuki 代表 齋 乾二郎
14:35 ~14:45	休憩	
14:45 ~16:15	地域建設業の新分野進出～成功事例に学ぶ着眼点～	(株)建設経営サービス コンサルティング事業部 主席コンサルタント 滝口 兼悟
16:15 ~16:30	質疑応答	
16:30	閉会	



<画面表示例> 現在このように玉造商工会が紹介されています

**自社ホームページが無料で開設できる！**  
 100万会員ネットワークを活用しましょう！

100万会員ネットワーク (http://compass.shokokai.or.jp) とは、商工会会員が自社ホームページを持たなくとも無料で企業PRや商品PRをすることができ、商工会会員のためのホームページであり、会員事業者情報・地域

情報の発信、会員事業者間交流、事業者経営に役立つ情報検索を三本柱とした会員専用情報発信サイトとなっております。宮城県では、平成二十二年十月現在、既に六〇一会員事業者がこのサービスを利用しています。

● **導入費用は無償です。**  
 ● **全国商工会連合会のサービスを利用するため、導入費用は一切掛りません。**  
 ● **利用するのにホームページ作成に関**

● **「新着情報」を各種カテゴリ別に発信できます。**  
 ● **「新着情報」を各種カテゴリ別に発信できます。**  
 ● **「新着情報」を各種カテゴリ別に発信できます。**

する知識や技術は不要です。普段ホームページを閲覧している画面から、ボタン操作・入力操作で簡単に掲載・更新できます。PR情報は最大三つのホームページから同時発信します。商工会、県商工会連合会、全国連が開設する100万会員ネットワークの三つのホームページに同時に掲示されるようになっており、より広範囲な情報発信が可能となっております。● **「新着情報」を各種カテゴリ別に発信できます。**

# 次世代育成支援 対策推進法が改正されます!

★ **改正のポイント ①**

**一般事業主行動計画の公表と従業員への周知が義務化されました!**

一般事業主行動計画※の公表と従業員への周知について

- ① 従業員数が301人以上の企業は平成21年4月1日以降義務
- ② 従業員数が101人以上300人以下の企業は平成23年4月1日以降義務 (平成21年4月1日から平成23年3月31日までは努力義務)
- ③ 従業員数が100人以下の企業は、平成21年4月1日以降努力義務となりました。

★ **改正のポイント ②**

**一般事業主行動計画の策定・届出義務企業が拡大します!**

一般事業主行動計画の策定及び届出が、平成23年4月1日以降、従業員数が101人以上の企業について義務となります (平成23年3月31日までは301人以上の企業について義務)。

お問い合わせは、宮城県労働局雇用均等室まで (022-299-8844)

## 日本政策金融公庫 国民生活事業からのご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業では、小規模事業者の方々の経営改善のお役に立てるよう、無担保・無保証人の「マル経融資(経営改善貸付)」をお取り扱いしています。また、政府の経済対策「明日の安心と成長のための緊急経済対策」にもとづき、設備資金の利率の引き下げを行っています。

### 《マル経融資(経営改善貸付の概要)》

ご利用いただける方	商工会、都道府県商工会連合会または商工会議所の実施する経営指導を受けている方で、商工会等の長の推薦を受けた方	
ご融資額	1,500万円	
ご返済期間 (据置期間)	運転資金：7年以内(1年以内) 設備資金：10年以内(2年以内)	
利率 (平成22年9月9日現在)	年1.85%	設備資金については、ご融資日から2年間、年0.5%引下げとなります。
ご利用の手続き	推薦 商工会等	ご融資 日本政策金融公庫 国民生活事業

\* 審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。  
 \* 利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合がございます。  
 \* くわしくは、商工会または日本政策金融公庫の最寄の支店(国民生活事業)にお気軽にご相談ください。



「千載一遇  
地の利を生かした戦略」

くろかわ商工会  
主任主査  
大宮和則

ある日の  
指導日誌から

また、当地区は、自動車関連等の企業進出や仙台近郊ということで、新たな商圏が構築されていることから、新規創業の相談案件も多く、中でも飲食業やサービス業等での創業が群を抜いております。相談者の中

米国を発端とする世界的金融危機以来、中小企業にとって、非常に厳しい状況が続いておりませんが、その中で、当会地区では明るい話題として、セントラル自動車、東京エレクトロンの移転に伴い、関連企業の新たな進出が見込まれているなど、千載一遇のチャンスに当地域では大きな期待を寄せております。

当会としては、進出企業と地元企業との融和とマッチングを目的に、交流会を十一月開催に向け現在準備を進めており、この機会を捉えて、地元各企業が地の利を生かした戦略や中小零細企業だからできる各々の強みを進出企業に最大限にアピールしていただきたいと思っております。

現在「商工会は、行きま

す聞きます 提案します」をモットーに、巡回訪問を強化しているとありますが、日々のつながりや巡回を通して、会員さんとのコミュニケーションを大事にし、信頼関係を構築し、事業での悩み事等があれば気楽にご相談いただける環境を作っていければと考えております。

には、創業分野での技術は持ち合わせているものの、残念ながら具体的な事業計画、資金計画が乏しいケースが多く見受けられます。創業される場合、核となる事業内容はもとより、販売計画、仕入計画、資金計画等が必要となりますが、その事業所の強みを引き出しながら、課題や問題点を一つ一つ相談者と共に考え、課題や問題点を解決しながら具体化にすることが、経営指導員としての役割の一つであり、また、事業の成功への鍵になるのではないかと考えております。

# 新設

あなたも家族もまるごと守る！ 頼れる補償の  
全国商工会会員福祉共済

# 「がん」重点補償プラン

**共済期間**

2010年11月1日午後4時から2011年11月1日午後4時まで

**ご加入できる方**

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族であって健康な方が対象となります。(健康に関する告知義務あり。)

「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

**中途加入**

毎月1日午後4時の共済始期でご加入になれます。

**加入年齢**

満6歳～74歳

**掛金**

月額 3,000円 (満66歳以上の方は6,000円です。)

## 5つの安心

**特長1**

**初期のがん**  
でも安心!

上皮内がん等の初期のがんでも、**診断共済金として、100万円**をお受け取りいただけます。

**特長2**

**再発・転移**  
しても安心!

一旦治癒した後、**がんが再発したと診断確定されたときなど回数に制限なく、診断共済金をお支払い**します。

※2回目以降の診断共済金については、前回の診断共済金のお支払事由に該当した最終の診断確定日から1年を超えた期間が経過している場合に限りお支払いします。

**特長3**

**入院**  
も安心!

がん入院はもちろん、**がん以外の病気・ケガ入院も、日帰り入院から補償**します。

**特長4**

**手術**  
も安心!

がんの手術はもちろん、**がん以外の病気・ケガで所定の手術を受けられたとき、何度でも補償**します。

※手術の種類によっては、回数制限があったり、お支払い対象外の手術もあります。お支払対象となる手術については「約款」をご覧ください。

**特長5**

**先進医療**  
も安心!

全額自己負担となる所定の**先進医療を受けられたとき、何度でも補償**します。**通算支払限度はありません。**

病気やケガで全く働けなくなった期間、月々の所得を補償します。

全国商工会の会員および従業員のための

## 全国商工会経営者休業補償制度

毎月1日の保険始期で  
ご加入になれます。

●本制度のメリット

**44%の割引適用**

団体割引20%  
過去の損害率による割引30%適用

●ご加入対象

**基本契約(所得補償保険)**  
全国の商工会会員の経営者および従業員の方で新規加入:15歳～64歳  
継続加入:15歳～69歳

**奥様安心プラン(家事従事者特約付所得補償保険)**  
全国の商工会会員の経営者、従業員の配偶者で、  
加入時年齢が16歳～64歳までの家事従事者の方

保険期間:

平成22年10月1日(金)午後4時  
～平成23年10月1日(土)午後4時

中途加入・脱退・内容等の締切:

変更を希望する月の前月15日

(契約者)



**全国商工会連合会**

青年部  
コーナー

### 地域活性化への 熱い思いを胸に宮城に集う

—東北六県・北海道商工会青年部員交流研修会—

第十七回東北六県・北海道商工会青年部員交流研修会並びに商工会青年部主張発表会、北・北海道ブロック大会が、去る九月九日、本県ホテルメトロポリタン仙台を会場に、本県青年部員百二十五名を含む約三百四十名参加のもと開催された。



熱弁を振るう佐藤秀徳君

南桃生)は、多くの本県青年部員の応援を背に熱弁を振るったが、惜しくも東京で開催

催される全国大会への出場には至らなかった。  
引き続き、本県青年部員OBであり、登米市の油麩井の会会長の海老名康和氏が「B級グルメで地域おこし！」と題して講演を行い、地域活性化にかける熱い思いを語った。



講演する海老名康和氏

なお、主張発表大会の結果は次の通りです。

- 最優秀賞(全国大会出場) 山形県代表
- 渡邊 琢磨君(小国町)
- 優秀賞 福島県代表
- 橘 弦一郎君(浪江町)

女性部  
コーナー

### コミュニティビジネスに ついて学ぶ

—女性部リーダー研修会—



熱心に佐々木先生の話に耳を傾ける出席者

女性部リーダー研修会が、去る十月二十一日、ホテルメトロポリタン仙台を会場に、女性部員九十九名参加のもと開催された。

前段、現在宮城県で取り組んでいる「みやぎ食料自給率向上県民運動」について、農林水産政策室の担当者より、「県民一人一人が「宮城の食を守る

る担い手」という意識を持ち、生産・流通・消費のそれぞれの立場から食料自給率向上に向けて行動していただきたい」と説明を受けた。

続いて、(株)ヴィジョン開発研究所の佐々木勉取締役主任研究員から、地域の問題課題をビジネスの発想や手法で解決するコミュニティビジネスの基本について学び、「現在全国各地で取り組まれている事例を参考に、女性部の新しい事業展開へのきっかけとなることを期待する」と強調された有意義な研修会であった。

### 清掃活動で 地域に恩返し

—クリーンアップ全国大会—

商工会法施行五十周年の節目の年に当たり、地域に恩返しの意味を込めて、全国の青年部員が全国一斉に、八月二十六日の午後六時より、全国一斉に清掃活動を実施。本県では三百四十二名の青年部員が県内各地で清掃活動を行い、全国の商工会青年部員との一体感を改めて感じた事業であった。

## §安い掛金で大きな安心§ 宮城県火災共済グループ



お問い合わせ お申し込みは



もよりの商工会へ



あるいは直接 宮城県火災共済協同組合



TEL.022(263)1265 FAX.022(267)2878

